

# 令和8年度 社会福祉法人河内四つ葉会 事業計画書

## (本部計画)

### 1 事業執行方針

40年前に親たちが立ち上げた「河内四つ葉会」。その後の20年において様々な試行錯誤を重ね、また、地域の皆さんに支えられ辿り着いた「法人格」取得。その後も平坦な道とはならず、事業運営の根幹を成す基本法令の数度にわたる改正や前代未聞の大震災による甚大な被害に見舞われるなど、動乱期を乗り越えてきた。その苦闘と努力により昨年度は法人設立20周年を経て「グーフォの成人<sup>はたち</sup>を祝う会」を無事催すことができ、記念誌につづられたこれまでの歴史を振り返るとともに、祝う会においては、河内四つ葉会の更なる発展を誓いあった。

今年度は、利用者、保護者、役職員が一丸となり、四つ葉会創設時の思いを胸に、以下の目標の実現に向けて新たなスタートを切ることとする。

#### 【職員の心構え】

- 「利用者第一」を最優先に支援の在り方を考察する。  
利用者さんが夢に向かって歩むことに日々寄り添い、共に歩んでいく伴走者としての“喜び”を堪能する。
- 「立場・役割・責任を弁えた行動者」であること。  
規律を重んじ真摯な態度で物事に取り組み、成果目標を掲げ具体的なビジョンに基づき目標達成を目指す。
- 「切磋琢磨」により組織全体の支援力アップに寄与する。  
互いの“素晴らしさ”を認め合い、議論を通じて共通認識を高め、最良の方向性を探る。
- 常に「地域連携の担い手としての自覚」を持つ。  
あらゆる機会を活かし地域の方々との関係性を深める努力をする。

#### 【利用者支援の基本】

- 利用者さんの「意欲を引き出す」工夫  
常に利用者さんの本来の姿の把握に努め、その特性や場面等々個々の状況に適った支援のあり方を構想する。
- 「自己決定」の最大限の尊重  
ルールを一律に強制せず、利用者さん自らの取捨選択に任せつつ本人の意思をじっくり見守る。
- 「失敗を成功へつなぐ」チャンスの確保  
失敗しても諦めずチャレンジし続けることで成功体験を味わう喜びにつなげ、利用者さんの自信につなげていくためのチャンスを提供する。
- 「地域との絆」を深める橋渡し役

行事や奉仕活動への参加などで地域への愛着を育むと共に、地域の人々から愛されることで、「安全安心に生活できる環境」を確保する。

#### 【事業所ごとの取組み】

##### (1) 「グーフォ・かわち」の安定的運営

- ① 引き続き、生活介護（定員25）及び就労継続支援B型（定員15）双方のニーズに応えられる支援プログラムを確立し、幅広い層の利用者を受け入れることができる体制を整える。
- ② 支援業務全般につき、従来の「生活支援マニュアル」を基本に支援ポイントを再確認し、支援の確実な実施につなげていく。
- ③ 受注班においては「作業手順書」の見直しを通じて効率化を進め、農園芸班においては「年間栽培計画」の作成による計画的土地利用を図り、パン班では受注量の調整や作業内容の選別により過重労働の防止に努める。
- ④ 生活介護グループにおいては、「支援プログラム（軽運動、軽作業、個別活動）」を再編し、多くの利用者に適用できる内容としていく。
- ⑤ 感染症、自然災害それぞれに対応した業務継続計画を実践する。
- ⑥ 自己表現の場として3種（絵画・体育・音楽）のクラブ活動を確保し、利用者さんの新たな感性の発見に結び付けるとともに、持てる能力の発揮等により社会との接点を増やしていく。

##### (2) 「よつば荘」における自立生活と健康維持に向けた支援の充実

- ① 地域連携推進会議を開催し、事業運営の透明性を高めてサービスの質を向上させると共に、地域と連携した運営を行う。
- ② 買い物体験の他、個別外出等にも対応し、地域社会の一員として自分で考え行動する意欲を育む。
- ③ 感染症、自然災害それぞれに対応した業務継続計画に基づき、生活環境の安全性確保に万全を期する。
- ④ 短期入所による体験利用を促進し、より柔軟な運営に努め利用者の自立生活への歩みを支援していく。
- ⑤ 短期入所体験利用の成果として利用者さんの自立生活への意欲が徐々に育まれてきており、グループホーム利用の需要拡大が見込まれることから増設に向けた準備を進める。

##### (3) 相談支援事業所「グーフォ」による相談支援需要の的確な把握と、信頼の得られる継続的支援の実施

支援の継続性を基本に、他の支援事業者との連携を深めながら信頼性のある相談支援を実施していく。

##### (4) 日中一時支援利用希望者の受入拡大

事業所周辺に生活する利用者の需要の把握と、それぞれの希望等を踏まえた積極的な受入れを行う。

##### (5) 新たな事業展開の検討

これまでは既存事業の継承に注力して運営してきたが、法人化後20年の

節目を機に新たな事業を展開し更なる発展を期したいと考えている。このため、近隣地域の知的障害者支援の需要を把握したうえで、事業計画、資金計画を具体化すべく検討していくこととする。

## 2 事業収益の確保と経費削減による安定的経営のための財源の確保

引き続き月例の経営分析を通じて、経営安定化のための課題等を明らかにしていくが、最近の課題としてクローズアップされていることとして、労働者賃金改定の急激な進展がある。当法人においては現在も最低賃金をクリアしていることは勿論だが、このことは当法人の人件費比率の高騰に直接結びつくものであることから、今後の対応に当たっては慎重にならざるを得ない面があり、国策による強力な支援が望まれるところである。

これに関する当法人の具体的取組みとしては、引き続き定員充足及び利用率向上を図ることが第一であり、これにより事業収益を確保するとともに、経費の無駄を省いて極力不要な支出を抑える。

また、今後事業拡大の計画を実現するための財源・資機材等の確保に関しては、民間助成制度等の積極的活用のほか、国庫補助制度等による財源確保に努める必要がある。

なお、これらの課題については、「経営会議」において詳細を検討していくこととする。

## 3 人材確保に向けた処遇改善と職員の積極的な育成支援

処遇改善によって有意な人材の確保に努めるとともに、業務に有益な研修等の受講を促し、併せて職員が希望する業務上必要となる資格・免許の取得等を積極的に支援して、資質の向上に結び付ける。また、新卒者が一人前の支援員に成長できるよう、教育体制を整える。

なお、支援業務担当者の資質向上を目的とし、サービス管理責任者主催による研修の場を年間を通じてスケジュール化し実施する。

## 4 働き方改革に則った的確な運用の継続実施

事業展開の資本は一人ひとりの職員であることから、職場と家庭、仕事と趣味のバランスよい日常生活を確保し、心身の健康の増進と業務能率の向上をめざす。

このため、会議開催や業務記録処理の省力化・効率化等による改善に取り組む。

また、カスタマーハラスメントにも配慮した対応を講じていく。

## 5 広報活動の強化

ホームページ等で日頃の活動状況を紹介するなど広報活動を充実し、障害に対する理解を促進するとともに、当法人の事業展開への賛同を得て事業拡大にもつなげていく。

## 6 ボランティアの有効活用

宇都宮市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録申請していることから、毎年ボランティアの応募が続いている。地域の協力者に長く気持ちよく来てもらえるように、職員の受入れ姿勢の質をさらに向上させつつ、利用者支援の充実に結び付ける。

## 7 その他

### (1) グーフォ祭りに替わる行事の検討

コロナ禍を契機に開催を中断してきたグーフォ祭りに関して、イベント開催の根本理念に立ち返り、他の実施方法を含めてその在り方を1年間かけて検討し、令和9年度の再開を目指すこととする。

### (2) 社会福祉法の理念を念頭に、障害者差別解消法の目指す平等な社会の実現に寄与できるよう努めていく。

## 令和 8 年度 社会福祉法人河内四つ葉会 事業計画書

### (障害福祉サービス事業所「グーフォ・かわち」 計画)

- 1 利用定員 40名 (生活介護25名、就労継続支援B型15名)
- 2 職員数 19名 (うち7名は非常勤職員)
- 3 事業開始年月日 平成18年 6月2日 第1種社会福祉事業施設設置届受理  
平成18年10月1日 指定障害者支援施設みなし指定  
平成23年11月1日 新体系事業  
平成27年 4月1日 事業別定員変更  
平成29年11月1日 指定更新  
平成30年 5月1日 一部事業廃止、事業別定員変更  
令和 2年 4月1日 給食業務外部委託  
令和 5年11月1日 指定更新

#### 4 事業運営基本方針

運営規程第2条に掲げる運営方針に則り、特に次に留意して運営する。

- (1) 障害者が自由を希求し、家族及び地域の人々との関わりを損なうことなく連帯感に満ち、創意的に生きていける地域社会を築いていくという責務を念頭に、利用者一人ひとりの最適な自立をめざす支援及び必要な訓練を計画的に行う。
- (2) 利用者第一を最優先に、利用者がそれぞれの夢に向かって歩めるよう日々寄り添うサービスを提供する。
- (3) ホームページや SNS を活用した情報提供に取り組むとともに、農福連携をはじめとして地域・関係機関との連帯と協働を重視した運営を行う。
- (4) 感染症発生時及び自然災害発生時における業務継続計画に基づき、備えに万全を期すと共に、発生時にも即応できるよう訓練する。

#### 5 事業概要

##### (1) サービス提供の基本方針

失敗しても何度でもチャレンジできる環境を確保し、意欲の向上につなげると共に、多様なニーズに応じるよう、自己決定を最大限に尊重した個別の計画を策定し支援を行う。

##### (2) 提供するサービスの内容

前記の基本方針を踏まえ、次のサービスを提供する。

###### ① 生活介護

利用者の心身状況に合わせ次に掲げる支援を行うとともに、家族との連携により、利用者の心地よい環境を作っていく。

- ア 排せつ及び食事等のADLの維持向上に対する支援等
- イ 生活や通院等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援
- ウ 個々の状況に応じた軽運動、個別活動又は生産活動の機会の提供
- エ 日々の体調確認、各種感染症に対する手指消毒、マスク着用が行われるための支援

② 就労継続支援B型

- ア 生産活動その他の活動の機会の提供
- イ 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練（実習を含む）
- ウ 日々の体調確認、各種感染症に対する手指消毒、マスク着用が行われるための支援

③ 生産活動の内容

ア パン及び焼菓子の製造販売

- ・HACCPによる衛生管理を徹底する。本年度からは特に、使い捨てグローブの使用により清潔保持に重点を置く。
- ・販売先ごとにラインナップを変えて、季節ごとのパンや新商品の売り込みに力を入れ、リピート率の向上を図る。また、より美味しいパンを提供できる努力を継続する。
- ・年間売上 600 万円を目指す。
- ・利用者個別の能力を見極め、未習熟の作業に挑戦できる環境を整え、本人が意欲を持って作業に携われるようにする。
- ・販売の機会を活用し、本人の意志を尊重しながら個々の特性に応じた作業を提供することで成功体験を積むと共に、地域との絆の橋渡し役として交流を深める。

イ 受注織り作業、その他

- ・支援者が「待つ」をキーワードに、利用者が自ら考え選択でき失敗しても怖がらずにチャレンジできる環境を作る。
- ・職員同士しっかりとコミュニケーションを取り、考えや情報を共有した上で、立場・役割・責任を弁えた支援を行う。
- ・年間売上 220 万円を目標とする。
- ・作業手順書の改訂を行い、作業に関わる全員が作業を理解し、参加できる環境を整える。
- ・受託先と納品の方法を調整し、作業効率の向上を図る。
- ・生活介護のプログラム内容を充実させる。特に利用者の個別活動の取り組み内容の模索と探求を引き続き行う。

ウ 農園芸品（花・野菜等）生産・販売及び受注作業

- ・農園芸作業、受注作業、農産物の加工や販売など、多岐に渡る作業を通じて、年間売上 240 万円を目指す。
- ・農作業全般について年間の栽培計画を立て作業の平準化、販路の拡大を進める。また、無農薬無肥料の自然栽培については、13 種類の野菜を栽培した結果に基づき取捨選択しブランド化を目指す。

- ・作業の安定確保のため廃油回収に取り組み、併せて地域の方々との関係性を深める。
- ・引き続き夏季の外作業は熱中症指数計を携帯し、適宜休憩を挟んで健康管理に留意する。
- ・利用者の個別の課題から、それぞれに合った支援を追求し、利用者が成功体験を実感できたことでやる気と責任感が増しているため、引き続きストレングスを意識した支援を続ける。
- ・自己決定に基づいて作業に取り組めるよう、作業種目や工程など選択できるように配慮し、意思の尊重に努める。

#### ④ 作業評価と目標工賃

6月・12月に作業評価を行い、それに基づく工賃を適正に支給する。就労継続支援B型は、各種感染症の防止対策を講じたうえで、平均工賃月額23,000円以上を目指す。

#### ⑤ 社会適応訓練

一人の成人として社会参加していくために必要な訓練を行う。

#### ⑥ 生活相談

利用者、保護者が何でも気軽に相談できる環境作りを行う。

#### ⑦ 健康管理・保健指導

生活介護利用者に対し、看護師の対応の下、定期的にバイタルチェックを行う。その他全利用者の体調管理を嘱託医の協力を得ながら行っていく。また、希望する利用者を対象に健康診断（実費負担）を1回実施し、その結果に基づいた保健指導を行う。

#### ⑧ 送迎

通所日の朝・夕の2回、3コースの送迎を行う。

#### ⑨ 給食

食の安全を確保した上で、季節感のある食事提供に努める。そのために、2か月に1回の給食会議で利用者及び職員のニーズを委託業者に伝え、求める給食が提供されるよう働きかけると共に、少しでも温かい食事が提供できるよう配膳時間に配慮する。

### (3) 個別支援計画等の策定

- ① 失敗しても何度でもチャレンジできる環境を確保し、意欲の向上につながると共に、多様なニーズに応じるよう、自己決定を最大限に尊重した個別の計画を策定し支援を行う。
- ② 方針の策定に当たっては、職員個人の独自の判断によってなされることなく、利用者の状況を的確に把握した全職員の共通認識に基づき行う。

### (4) 安全・衛生管理等

常に施設、設備等の点検に努め、危険箇所及び破損箇所は適時補修を行うとともに、各種感染症対策に基づく衛生管理に努める。

### (5) 苦情処理

苦情に対しては、苦情解決実施要項に基づき迅速かつ適正な解決を図る。ま

た、必要に応じて「福祉サービス向上のための委員会」を開催し改善に努める。

(6) 運営体制の確保

利用者に対し適切なサービスができるよう、職員の勤務計画を策定するとともに、適宜研修の機会を設けて受講させる。

(7) 地域等との交流

地域のアルミ缶回収や、市内環境保全会並びに保育園児との花植え、地区市民センターの花の手入れ等を通じて、地域の方々との交流を深める。

併せて、地域貢献事業として、いちごハートねっと事業に参加し、地域の困りごと相談を受け付ける。

6 防災訓練

自然災害発生時の業務継続計画並びに、防災規程及び消防計画書等により、各種災害に対応できるよう定期的訓練を重ねていくこととする。(年2回実施)

7 日課

次表を基準とし、さらに個別に作成される「個別支援計画」の中で対応する。

時間	活動内容
8:00 ~ 9:00	送迎・出勤
9:00 ~ 9:15	更衣・作業準備
9:15 ~ 9:20	朝会・ラジオ体操
9:25 ~ 10:30	訓練・作業
10:30 ~ 10:45	休憩
10:45 ~ 12:00	訓練・作業
12:00 ~ 13:00	昼食・昼休み
13:00 ~ 14:05	訓練・作業
14:05 ~ 14:20	休憩
14:20 ~ 15:30	訓練・作業
15:30 ~ 16:00	清掃
16:00 ~ 16:10	更衣・終礼
16:15 ~	送迎

8 年間行事

月	行事
4月	外出行事
6月	受注織り作業体験・評価

7月	環境整備
8月	夏の行事
9月	外出行事、避難訓練
10月	農園芸作業体験・評価
11月	外出行事
12月	クリスマス会、餅つき、大掃除
1月	初詣
2月	パン作業体験・評価、自治会主催行事
3月	自治会選挙、避難訓練

9 職員名簿（19名）

職名	常勤・非常勤の別	氏名	資格	備考
施設長兼事務長	常			
事務員	常			
サビ管	常		サビ管	
生活支援員	常		サビ管	
生活支援員	常			
生活支援員	常			
生活支援員	常		社会福祉士	
生活支援員	非			
看護職員	非		准看護師	
生活支援員	常		介護福祉士	
職業指導員	常			
生活支援員	非			
職業指導員	非			
職業指導員	非			
生活支援員	常			
職業指導員	常			
職業指導員	常(兼)		介護福祉士	
職業指導員	非			
生活支援員	非		管理栄養士	

10 利用料等

利用者負担金は、宇都宮市及び近隣市町長が定めた額（原則1割）とするが、現在は低所得者のため全員0円。

給食費は、昼1食400円で提供する。（食事提供加算体制あり）

# 令和8年度 社会福祉法人河内四つ葉会 事業計画書

## (共同生活援助・短期入所「よつば荘」計画)

1 入居定員 GH 7名、SS 3名

2 職員定数 管理者 1名(兼)  
サビ管 1名(兼)  
生活支援員 3名(兼)  
世話人 4名(兼1、専3)  
宿直員 職員による輪番(21:00～翌6:00)

3 事業開始年月日 平成19年4月1日 指定  
平成29年4月1日 変更  
令和5年4月1日 指定更新

### 4 事業運営基本方針

運営規程 第2条に掲げる運営方針に則り、特に次に留意して運営する。

- (1) 「利用者ひとり一人の最適な自立」をめざすという観点に立った対応。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者ニーズに合ったサービスを提供する。
- (3) 地域連携推進会議と推進員による訪問会を行い、事業運営の透明性を高めてサービスの質を向上させると共に、地域との連帯と協働を重視した運営を行う。
- (4) 感染症発生時及び自然災害発生時における業務継続計画に基づき、備えに万全を期すと共に、発生時にも即応できるよう訓練する。

### 5 事業概要

#### (1) サービス提供の基本方針

管理的な対応に陥ることなく、利用者及び家族の多様なニーズに応じるよう、利用者の人権尊重を基本とした支援の目標と方針を個別に策定し、計画的に対応する。

#### (2) 提供するサービスの内容

##### ① 共同生活援助(介護サービス包括型)

##### ア 食事、入浴、排泄、身辺処理等の介護

個々の身体状況や生活習慣の違いを踏まえた上で、日常生活における介助等必要な支援を行うとともに、円滑な生活リズムの確立を援助する。特に、嚥下事故防止(口腔ケア等)に取り組む。(食後の確認)

##### イ 家事等の日常生活上の支援等基本的な生活技能等の支援

炊事、洗濯等自立した生活のための基本的技能の習得等を支援する。

##### ウ 健康管理

日々の体調確認や服薬管理等を通じ利用者の健康管理に配慮するとともに、適度な運動を奨励することにより、健康増進を図る。(具体的には朝の時間のラジオ体操や月に一回の体重測定を行う) 家族による通院が困難な場合は、通院同行していく。特に利用者の身体的な状況に変化があった際には職員も通院に同行して医師に説明を行う。各種感染症対策として通所前(朝)、帰宅後(夕方)の検温を行い、熱があった際には医療機関につないでいく。また、利用者全員を対象とする定期健康診断(実費負担)を年1回実施する。

#### エ 余暇支援

買い物や外出などの活動を支援することにより、余暇の充実を支援する。特に買い物では、買いすぎの防止や金銭のやり取りの支援を重点的に行う。移動支援事業所を活用する利用者が増えたことから、余暇支援の充実を図る。また、新たに余暇支援を希望する利用者にも支援を提供する。

#### オ 災害等からの安全の確保

火災や地震などの災害に備え、日頃から業務継続計画に基づく避難訓練を実施して安全の確保に努める。非常時に使用する食料・マスク・手袋等の備蓄の確保を進めて、よつば荘のエントランスホールに設置すると共に、耐震用の備品の設置、停電時の対応(蓄電池、LED照明)を強化する。

#### カ 日常生活における相談支援

利用者の様々な要請に対し、相談支援機能を充実する。

#### ② 短期入所

家族の緊急時(病気による入院等)や介護疲れに対応し、利用者の宿泊を受け入れると共に、将来の入居希望に関心を持ってもらう場として活用する。

#### (3) 共同生活援助計画の作成

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、共同住居における日常生活訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な支援の内容等を記載した共同生活援助計画を作成する。

#### (4) 安全・衛生管理等

常に住居等の点検に努め、危険箇所及び破損箇所は適時補修を行うとともに、衛生的な管理に努める。耐震補強として、冷蔵庫等の倒れやすい家具類に耐震棒の設置、テレビなどにもジェルマットを設置する。

#### (5) 各種感染症対策

利用者の手指アルコール消毒に加え、食堂等の普段触れる場所の次亜塩素酸水消毒を徹底すると共に、噴霧器やオゾン発生機器を継続使用し、ウイルスの感染防止を図る。また、業務継続計画に基づいた訓練を実施する。

#### (6) 苦情処理

運営規程に規定する苦情解決要項により、苦情受付担当者を定めて迅速かつ適正な解決を図る。

#### (7) 運営体制の確保

利用者に対し適切なサービスができるよう、職員の勤務体制を定めると共に、

適宜研修の機会を設ける。(世話人会議での周知) また、基本業務明確化のためチェックシートを活用して業務の実効性を高める。

- 6 日 課 (平日の場合。なお、土日など休日は終日支援を実施する。)  
次表を基準とし、短期入所を含め個別ケースは、「共同生活援助計画」で対応。

時間	生活内容
6:00	起床
6:00 ~ 7:00	洗面・排泄
7:00 ~ 7:30	朝食
7:30 ~ 8:00	清掃・出勤準備
8:45	出勤(マイクロバス到着)
16:20	帰宅(マイクロバス到着)
16:45 ~ 18:45	身辺整理等、入浴、洗濯
19:00 ~ 19:30	夕食
19:30 ~ 20:30	だんらん
20:30 ~ 20:45	歯磨き・就寝準備
21:00	就寝

※インフルエンザ等の感染症流行時には、自室に入る時間を早くする。(20時ごろ)

- 7 年間行事 (グーフォ・かわちの行事に準ずる)

月	行事
4月	外出行事
6月	受注織り作業体験・評価
7月	大掃除(よつば荘)
8月	夏の行事
9月	外出行事、避難訓練
10月	農園芸作業体験・評価
11月	かわちふるさとまつり、外出行事、大掃除(よつば荘)
12月	クリスマス会、餅つき、忘年会(よつば荘)
1月	初詣
2月	パン作業体験・評価、自治会主催行事
3月	避難訓練

## 8 職員名簿（6名）

職 名	氏 名	資 格	備 考
管理者（兼）		介護福祉士	
サビ管（兼）		サビ管、社会福祉士	
生活支援員（兼）		サビ管、社会福祉士	
生活支援員（兼）		介護福祉士	
生活支援員（兼）		介護福祉士	
世話人（兼）		介護福祉士	
世話人			
世話人			
世話人			
宿直員	専門職員3名及び 職員による輪番		
日中支援員	短期入所受入時のみ		

## 9 経営展望

将来グループホーム利用を希望する者が体験的に利用できる事業を継続検討する。また短期入所者受入を継続し、連泊体験を重ねてグループホームの新規入所に結び付ける。保護者の入院や病気、冠婚葬祭など、緊急時の受け入れも臨機に行っていく。よつば荘の利用に関心のある利用者には、見学等のよつば荘の雰囲気体験する機会を設けていく。利用者も高齢になってきたことから、特に健康面の把握と運動機能の維持を継続して支援していく。相談支援専門員との連携を強化していく。

新たに保佐人が選定された利用者もいることから、保佐人と連携して今後必要となってくる契約等が円滑に進められるように準備し、月に1度の面談時には、近況の報告と預けている通帳の記帳を本人と一緒に行って確認してもらう。

グーフォかわちの保護者の入院に伴い、利用者を緊急に受け入れる場面もあり、今後も同様のケースが想定されることから、今まで利用していない利用者にも見学や体験を積極的に促していく。

# 令和8年度 社会福祉法人河内四つ葉会 事業計画書

## (相談支援事業所「グーフォ」 計画)

- 1 事業開始年月日 平成26年4月1日 指定  
令和2年4月1日 指定更新  
令和8年4月1日 指定更新
- 2 利用者 グーフォ・かわち利用者及び他事業所利用予定者等
- 3 管理者 兼 相談支援専門員 1名 (非常勤 青木 厚子 社会福祉士)
- 4 事業目的に沿った運営  
本事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が希望する生活を実現するためにひとり一人の最適な計画相談支援を行う。  
また、新たに障害児相談支援事業を開始する。
- 5 運営方針  
利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできるサービスの提供に努める。  
また、事業の運営にあたっては、市町、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努め、相談員の自己研鑽にも努める。
- 6 提供する計画相談支援内容・提供方法
  - (1) 日常生活全般に関する相談
  - (2) 地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供
  - (3) サービス等利用計画の作成及び評価
  - (4) 訪問等による継続的なモニタリング
  - (5) 上記各条項に付帯するその他必要な相談支援、申請代行、助言等
- 7 相談支援専門員の役割(任務)
  - (1) サービス利用支援 (障害者総合支援法第5条第22条)
    - ・本人の希望等を把握するためのアセスメントを行う。障害者の生活実態、ニーズ、置かれている状況を総合的な視点からアセスメントして、障害者本人の望む生活への意思を尊重した計画の作成に繋げていく。
    - ・障害福祉サービスの支給決定前に、「サービス等利用計画案」を作成
    - ・障害福祉サービスの支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整、「サービス等利用計画」の作成
  - (2) 継続サービス利用支援 (障害者総合支援法第5条第23条)
    - ・「サービス等利用計画」で決めた期間ごとに、サービス等の利用状況の検証をし、計画の見直しを行う (モニタリング)。
    - ・サービス事業者等との連絡調整、障害福祉サービスの変更や更新に係る申請の勧奨。
  - (3) 基本相談支援 (障害者総合支援法第5条第19条)
    - ・障害者、障害児の保護者や、介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供助言、サービス事業者等との連絡調整を行う。